

## 令和4年瑞穂町教育委員会第2回定例会 会議録

令和4年2月24日瑞穂町教育委員会第2回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君

・教育指導課長 小熊 克也 君・教育指導課 統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君

・図書館長 町田 陽生 君

庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第3号 議会の議決を経るべき条例の改正中教育に関する部分の意見聴取について  
(瑞穂町立学校施設の使用に関する条例)

日程第4	議案第4号	瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
日程第5	議案第5号	瑞穂町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
日程第6	議案第6号	瑞穂町体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の一部を改正する規則
日程第7	議案第7号	瑞穂町立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則
日程第8	議案第8号	瑞穂町体育施設の使用及び申請に関する要綱の一部を改正する告示
日程第9	議案第9号	瑞穂町図書館公衆無線LANサービス利用要綱
日程第10	議案第10号	瑞穂町登録無形文化財の登録及び文化財保持団体の認定について
日程第11	議案第11号	令和3年度一般会計補正予算(第15号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について
日程第12	議案第12号	令和4年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について

開会 午前9時

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年瑞穂町教育委員会第2回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において3番、中野委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

(「質問なし」の声)

鳥海教育長  
鳥海教育長

ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

日程第3、議案第2号、議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町立学校施設の使用に関する条例）について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第3号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例の改正のうち教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。本議案の概要を説明いたします。

令和2年7月7日付、総務省通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」が示され、地方公共団体においても押印等の見直しについて積極的に取り組むこととされています。

これを受けて、瑞穂町としても、新型コロナウイルス感染症への対応、行政手続きにおける全庁的なオンライン化を見据えた上で、住民等からの申請、届出等の行政手続きのうち、押印・署名を求める手続きの見直しを行うことにより、住民等の負担軽減、サービスの向上を図ることなどを目的として、「瑞穂町における押印・署名を求める手続きの見直しに関する方針」が、令和3年9月29日に決定されました。

この方針に基づき、同年10月から対象例規等の抽出や条例改正案等の作成は各課・館が主体となり、調査結果を総務課に提出し、協議しながら進めてきました。

最終的に約200件の条例中、3件の条例だけが押印等の見直しに該当することとなり条例改正にいたりしました。3つの条例は、「瑞穂町一般職員の服務の宣誓に関する条例」「瑞穂町固定資産評価審査委員会条例」「瑞穂町立学校施設の使用に関する条例」になります。これらのうち「瑞穂町立学校施設の使用に関する条例」が教育に関する事務であり、押印を求める必要性がありませんので、条例を一部改正しようとするものです。改正内容の詳細につきましては、学校教育課長が説明します。

学校教育課長

改正内容の詳細について説明いたします。恐れ入りますが、資料を6枚おめくりください。瑞穂町立学校施設の使用に関する条例の新旧対照表をご覧ください。本議案書の後ろから2枚目になります。

第1条ですが、文言整理になります。第3条は、学校施設を社会教育その他公共のために利用できる根拠とする学校教育法の条番号の改正及び学校施設の利用に関する根拠となる社会教育法及びスポーツ基本法を追加するものです。

第6条は、社会教育法の公布年及び法律番号を第3条で記載済みのため、かっこも含めて削るものです。そして、押印見直しに関するものが様式になります。

恐れ入りますが1枚おめくりいただき、その裏面をご覧ください（本議案書の最終ページになります）。こちらの様式は右上に「旧」とありますように、現行の瑞穂町立学校施設使用許可願で、最終行に「使用者職氏名 ㊤」とありますが、今回の改正でこの「㊤」を削ります。

表面をご覧ください、令和4年4月1日からは、右上に「新」とある許可願を使用していくこととなります。瑞穂町立学校施設の使用に関する条例の改正は、4月1日から施行し、同条例の第1条、第3条及び第6条の改正規定は公布の日から施行しようとするものです。

なお、現に残存する様式は、所要の修正を加え使用することができるものとします。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長  
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第3号に対する討論を行います。

（「討論なし」の声）

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第3号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認め、議案第3号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第4、議案第4号、瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則、日程第5、議案第5号、瑞穂町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則、日程第6、議案第6号、瑞穂町体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の一部を改正する規則、日程第7、議案第7号、瑞穂町立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則、日程第8、議案第8号、瑞穂町体育施設の使用及び申請に関する要綱の一部を改正する告示、については、予約システムの更新・導入に伴う改正であり関連がありますので、一括審議とさせていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、一括審議といたします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第4号から議案第8号までについては、現在稼働中の体育施設等予約システムの更新に伴い、規則及び要綱を改正する必要があるので、本案を提出するものです。詳細につきましては、社会教育課長が説明します。

社会教育課長

説明いたします。はじめに、議案第4号については、瑞穂ビューパーク競技場の予約システムの更新に伴い、使用承認の様式を改正するものです。2枚おめくりいただき、新旧対照表1ページをご覧ください。第4条第4項ですが、予約システムの名称を変更するものです。第6条第3項は競技場の使用承認を承認したときは、新様式である瑞穂町体育施設等使用承認書様式第2号又は瑞穂町体育施設等使用承認書兼使用料減免承認書様式第2号の2を申請者の交付するものです。附則として、この規則は、令和4年4月1日から施行するものです。経過措置として、この新様式は施行日以降に適用するものです。

次に、議案第5号です。こちらも予約システムの更新に伴い、使用承認の様式を改正するものです。

5枚おめくりいただき、新旧対照表1ページをご覧ください。第2条第4項は、予約システムの名称を変更するものです。第3条第1項は、体育施設の競技場の使用承認を承認したときは、新様式である瑞穂町体育施設等使用承認書様式第2号又は瑞穂町体育施設等使用承認書兼使用料減免承認書様式第2号の2を申請者の交付するものです。第4項は、係員から承認書の提示を求められた場合、提示しなければならないものに改正するものです。第6条第3項は、使用料の減免について、新様式の承認書を申請者に交付するものです。第3条関係の様式第2号は、表紙から2枚おめくりいただいた裏面にございます。また第6条関係の様式第2号の2は、もう1枚おめくりいただいた裏面にございます。附則として、この規則は、令和4年4月1日から施行するものです。経過措置として、この新様式は施行日以降に適用するものです。

次に、議案第6号です。こちらも予約システムの更新に伴い、利用者登録証、利用者登録変更届出書、などの様式を改正するものです。5枚おめくりいただき、新旧対照表1ページをご覧ください。題名を新システムの名称に改正します。第2条第1号では、新たに瑞穂町立学校施設の開放に関する規則に定めるスポーツ開放の利用に供される校庭及び屋内運動場を追加します。第4条は、利用者登録をしようとするものは施設予約システムにより、申請するものとしします。2ページをご覧ください。第5条は、利用者登録をされた者に瑞穂町公共施設予約システム利用者登録証様式第1号を交付します。表紙から3枚目に様式がございます。第5条の2利用者登録の有効期間は、利用者登録を行った日から起算して1年間としします。第5条の3利用者登録の更新は、有効期間満了の前後1月の間に、更新の手続きをしなければなりません。これまで有効期間がなかったため、住所が不在や亡くなられた方など管理ができていなかったため適切に登録者の管理をするために有効期間を設けました。第6条は利用登録者の変更及び廃止について、第7条は登録証の再交付は新しいシステムの様式に改正するというものです。

3ページをご覧ください。第11条第2項は施設仮予約の申込みの手続きに、新たに町立学校施設の校庭及び屋内運動場を追加します。第3項及び第4項は仮予約の申込みをした者は、それぞれの施設の承認書の交付を受けなければなりません。この各承認書は新しいシステムの様式に改正するものです。第13条は仮予約の申込日から起算して14日以内に予約手続きをしなかった者には無効とするものです。手続き期間を設けたことで、第2項の施設予約を認めない期間を削除しました。4ページをご覧ください。別表は第11条関係ですが、新たに瑞穂町立学校施設の申込期間を設けました。5ページをご覧ください。附則として、この規則は、令和4年4月1日から施行するものです。登録の有効期間の特例として、改正前の現システムで登録した人の登録有効期間は、令和4年3月31日としします。経過措置として、改正前の現システムで確定された令和4年4月1日以後の使用に係る施設の仮予約は、従前のおりです。準備行為として、事前準備として利用者登録などは施行日前でも可能としています。

次に議案第7号です。議案第6号の改正に伴い、瑞穂町立学校の体育施設開放の手続きに予約システムを導入するために改正するものです。3枚おめくりいただき、新旧対照表1ページをご覧ください。旧規則の

第3条管理員を削除し、以降1条ずつ繰り上げます。第5条及び第9条第1項及び第2項は利用の許可を承認に改正します。第9条第3項は、スポーツ開放を利用しようとする者は、予約システムより施設仮予約をすることができるよう改正するものです。2ページをお開きください。附則として、この規則は、令和4年4月1日から施行するものです。経過措置として、この規則は施行日以後の利用申請について適用するものです。

次に議案第8号です。予約システムの更新に伴い、要綱を改正するものです。2枚おめくりいただき、新旧対照表1ページをご覧ください。第1条はシステムの名称を改正します。第3条指定体育施設は瑞穂町体育施設条例の別表第2の体育施設とします。第6条抽選の申込期間ですが、抽選月の21日から27日までにします。第7条は抽選の申込みは、6つまでの使用区分の申込みができます。2ページをご覧ください。第8条第2項抽選ですが、これまで一つに区分しか当選できませんでしたが、この規定を削除します。第9条は抽選による当選の確定日から14日以内に新様式により本予約の手続きをしなければなりません。第10条は抽選当選者の取り消し期間をなくしました。附則として、この告示は、令和4年4月1日から施行するものです。経過措置として、この告示は施行日以後の使用申請について適用するものです。

以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより議案第4号から議案第8号に対する質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

中野委員

予約のやり方が変わるということですが、今まで学校施設の校庭や体育館は、登録無しで予約できていたと思いますが、現在利用している方への説明などは、どういった形で行うのでしょうか。

社会教育課長

広報紙などでの周知や窓口での新システムの説明を行っていきます。また、ホームページでも操作方法などを掲載していきます。なお、スマホが利用できない方については、従来どおりの予約方法もあることの周知も図っていきます。

中野委員

予約システムを登録している方に対して、有効期限1年という情報などは、どのように周知されるのでしょうか。また、現在登録している方は、何もしなくても令和5年度まで使用できるという認識でよろしいの

でしょうか、それとも、令和4年4月に更新しなければならないのでしょうか。

社会教育課長

1点目については、窓口に来られた時や、広報紙などで周知していきます。2点目について、現在登録されている方も一度期限が切れますので、再登録をしていただくこととなります。

関谷委員

学校施設開放に関して、スポーツ開放をする際の利用は成人が含まれることが条件となっていますが、年齢は20歳以上か18歳以上か、どちらになるのでしょうか。また、18歳であれば、高校生のみでもよろしいのでしょうか。

社会教育課長

成人年齢は18歳以上を想定しています。また、高校生のみでも可能になります。

村上委員

ペナルティが無くなったということで、仮予約をしているにも関わらず本予約しなかったなど、今までそういうケースはなかったのでしょうか。

社会教育課長

ほとんど、そういったケースは無い状況でありました。

村上委員

利用者にとっては、止むを得ない状況で使用できないなどのケースもありますので、良い改正だと思っています。

鳥海教育長

ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第4号から議案第8号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第4号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第4号は原案どおり可決されました。

続いてお諮りします。議案第5号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第5号は原案どおり可決されました。

続いてお諮りします。議案第6号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第6号は原案どおり可決されました。

続いてお諮りします。議案第7号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第7号は原案どおり可決されました。

続いてお諮りします。議案第8号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第8号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第9、議案第9号、瑞穂町図書館公衆無線LANサービス利用要綱について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第9号については、瑞穂町図書館が整備した無線によるインターネット接続環境を利用し、瑞穂町図書館来館者の情報取得及び発信の利便性向上を図るため、本案を提出します。詳細につきましては、図書館長が説明します。

図書館長

議案第9号についてご説明いたします。議案書をおめくりください。改修後の図書館に整備する公衆無線LANを来館者が自由に利用できるよう、必要な事項を定めるものです。第1条は、趣旨について定めるものです。第2条は、サービス内容について定めるものです。第3条は、利用時間について定めるもので、原則は開館時間内の利用となります。第4条は、利用者の要件について定めるものです。第5条は、遵守事項等を定めるものです。同条第1項は、公衆無線LANに接続する通信機器は、利用者が準備することを定めています。おめくりください。第6条は、公衆無線LANの利用料金は無料であることを定めています。第7条は、利用の停止を定めるものです。第8条は、禁止事項を定めるものです。第9条は、運用の中止を定めるものです。第10条は、免責事項を定めるものです。第11条は、本要綱について、第12条は補則について、それぞれ定めるものです。附則として、この告示は令和4年3月21日から施行することを定めます。

議案の説明は以上です。補足させていただきます。本要綱の「公衆無線LAN」とは、一般的に「Wi-Fi」と呼ばれるものを指します。接続能力ですが、1台あたり50台の端末まで接続可能なアクセスポイントを、館内に5台設置します。電波の届く距離は、1台のアクセスポイントで、おおよそ25メートル程度の性能となります。以上で説明を終わります。

鳥海教育長  
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第9号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第9号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第9号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第10、議案第10号、瑞穂町登録無形文化財の登録及び文化財保持団体の認定について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第10号については、瑞穂町文化財保護条例第37条に基づき、次の東京狭山茶手もみ製法を瑞穂町登録無形文化財に、東京狭山茶手もみ保存会を保持団体に認定したいので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、図書館長が説明します。

図書館長

瑞穂町登録無形文化財及び保持団体の登録についてご説明いたします。

はじめに経緯を説明いたします。東京狭山茶手もみ保存会からの登録申請に基づき、令和3年11月4日に文化財保護審議会へ諮問を行いました。保存団体への聞き取り調査や識見者の評価・意見を踏まえた審議の結果、令和4年2月3日に、「東京狭山茶手もみ製法」について、登録の要素を十分に備えた文化財である旨の答申をいただき、瑞穂町登録無形文化財の登録についての議案提出に至りました。参考資料とし

て諮問書と答申書の写しを添付させていただきます。

登録する文化財についてご説明いたします。

恐れ入りますが、参考資料の2枚目、答申書をご覧ください。答申書中段、評価のポイントとして、①狭山茶ならではの素材や生産現場で受け継がれた技法を基に、長い年月をかけて茶の品質の向上への取り組みが続けられていること。②技術の保持団体である「東京狭山茶手もみ保存会」は、平成8年に設立され、団体としては歴史が浅いという一面もあるが、団体の設立以前から、有志で技術の向上に努めるなど、産地特有の地域性と歴史的な取り組みの延長に存在するものであると言えること。③当団体「東京狭山茶手もみ保存会」は、産業まつりなどの町事業や郷土資料館での体験教室、各小学校での手もみ実演など、精力的な伝承活動を展開し、また、積極的に手もみ製法の技術を広く発信している。以上の3点の理由により、登録が適当であると認められ、瑞穂町文化財保護審議会から瑞穂町教育委員会の答申に至りました。

なお、無形文化財の登録の場合は、同時に、その保持団体も認定いたします。地域に伝わる伝統技術を、無形文化財として登録することで、広く発信し、後世に伝えていきます。以上で説明を終わります。

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第10号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第10号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第10号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長  
鳥海教育長

鳥海教育長

日程第11、議案第11号、令和3年度一般会計補正予算(第15号)の原案中教育に関する部分の意見

教育部長

聴取について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

説明いたします。議案第11号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和3年度一般会計補正予算第15号の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細について説明いたします。1ページおめくりください。年度末の補正予算は、契約実績や事業などの実績に伴う減額・増額補正と契約差金による減額補正が大半を占めますが、令和3年度についても、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業等の中止による減額補正も大きな割合を占めています。

歳入、歳出とも主な項目についてのみ説明させていただきます。

まず、歳入です。科目名称と増減理由について説明いたします。

ナンバー5「新型コロナウイルス感染症対策等に伴う学校保健特別対策事業費補助金」は、新型コロナウイルス感染症対策に対する国の補助金が創設されたことにより、この補助金を活用し、物品購入等に充てるものです。感染症対策のためのマスク等の購入、学校再開に際しての感染症対策、子どもたちの学習保障支援に係る経費を補助するものです。ナンバー6「公立学校情報機器整備費補助金」は、学校のICTを活用した授業環境を整えるため、教員用のPC機器購入に要する経費を補助するものです。

2ページをご覧ください、ナンバー19「新型コロナウイルス感染症対策等に係る学校保健特別対策事業費国庫補助金」は、中学校のデジタル教科書購入に係るもので、小学校については、令和2年度に購入していますが、中学校については、令和3年度からの新学習指導要領実施に合わせ、補助も令和2年度から令和3年度に繰り越し、過年度収入として計上するものです。

次のページから歳出になります。歳出の2ページ、ナンバー19「GIGAスクール構想に伴う教員用コンピュータ機器一式」は、先ほど歳入ナンバー6で説明した補助金を活用して、教員用PC13台を購入するものです。次のページ、ナンバー32、42、53、55、57、59、63、72、74、78は、歳入ナンバー5でご説明した補助金を活用し、学校における感染症対策に係る必要な物品（事務用消耗品、医薬消耗品）

等を購入するものです。また、ページをお戻りいただき、3ページ、ナンバー37から41、5ページをご覧ください、ナンバー61の、小中学校の光熱水費の増額は、厳しい寒さの中で、新型コロナウイルス感染症対策のため、教室内の窓を開け、換気を強化したことに伴い暖房に使用する電気料金が増加したことが主な内容です。以上簡単ですが説明とさせていただきます。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 歳入ナンバー10で、スクールサポートスタッフの実績が伴わず減額との表記があります。必要な方が手配できなかったということであれば、引き続き、手配できるようお願いします。

教育指導課長 スクールサポートスタッフについては、今年度全校に配置されています。ただ、学校によっては上限を超えないように調整を余儀なくされました。今後、改善できるよう努めていきます。

鳥海教育長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第11号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第11号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第11号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第12、議案第12号、令和4年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 説明します。議案第12号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和4年度一般会計予算の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

議案書を1枚、おめくりください。はじめに、令和4年度瑞穂町一般会計予算の概要です。上の表に記載

のとおり、令和4年度瑞穂町一般会計予算は、総額143億3千万円で、令和3年度に比べ7,700万円、0.5%の減となりました。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は令和3年度当初予算に含まれていなかったことなどにより、前年度比では大幅な増額となりましたが、図書館改修工事等の大規模な建設事業が終了したことなどにより減となったものです。(図書館工事△約6億円、+ワクチン約5億(正確には把握していない)R4.2.16企画課長確認⇒保健課主幹確認約3億)このうち、教育費は、16億4,272万4千円で、令和3年度に比べ4億7,103万円、22.3%の減となりました。減の主な要因としては、先ほど申し上げた図書館改修工事が終了したことによるものです。

下の表をご覧ください。教育費を工事関連事業費とその他の事業費に分け、令和4年度と令和3年度を比較しました。工事関連事業費は、令和3年度予算には主なものとして図書館改修工事の5億6,639万円(工事費5億4,070万円+監理費2,569万円)を計上していました。令和4年度は5億4,257万7千円、率にして83.3%の減となりました。次に、その他の事業費は約15億4,160万1千円、2.2%の増となりました。

おめくりいただき2ページをご覧ください。教育費の区分ごとの内訳です。令和4年度と令和3年度の予算額を比較したものです。

3ページをご覧ください。このページから教育部の組織ごとの重点事業の一覧です。学校教育課は、新規・重点事業が1事業、重点事業が12事業、合計13事業です。新規・重点事業として、ナンバー6、学校施設整備事業です。令和2年度に策定した「学校施設長寿命化計画」に基づく計画的な大規模な改修と、設備等の修繕を合わせて実施していきます。重点事業として、ナンバー1、ナンバー7は関連した事業で、令和2年度にGIGAスクール構想に基づき児童・生徒一人に1台のパソコンを配備しました。令和4年度はICT教育を更に推進するものです。新型コロナウイルス感染防止対応としては、ナンバー13、放課後の小・中学校校舎内の消毒作業をシルバー人材センターに委託します。

おめくりいただき・・・、4ページ、5ページは教育指導課所管分です。新規を含めた重点事業が2事業、

重点事業11事業、合計13事業です。新規を含む重点事業としては、ナンバー1、教育相談、不登校対策等の充実、事業名の欄下から3行目の★スクールソーシャルワーカーの派遣では、長期化している不登校支援の強化として、教育相談室へスクールソーシャルワーカー2名を配置し、小中学校へ派遣し、不登校対策の充実を図ります。ナンバー6の教員の働き方改革の推進では、部活動指導員の配置です。現在、部活動の一部は、部活動指導補助員を活用していますが、活動中の事故等に対する責任の所在が不明確であることなどから、指導補助員だけでは、大会等に生徒を引率できません。平成29年度に学校教育法施行規則が改正され、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」が新たに規定されました。この制度を活用して、現在の「部活動指導補助員」の一部を「部活動指導員」へ移行し、中学校2校に3名、計6名の部活動指導員を配置し、学校における部活動の指導体制の充実を図ります。

重点事業としては、ナンバー4の学力向上事業として、令和2年度から始まった地域学校協働本部事業、原則小学4年生から中学2年生を対象とする、放課後学習「学びのテーマパーク」。また、ナンバー11の小学校スクールガードリーダーの配置では、警察官OBを小学校へ派遣し、児童の登下校時の見守り活動を行います。

おめくりください。6ページは社会教育課所管分です。新規・重点事業2事業（図書館と共通1を含む）、新規4事業、重点事業13事業、合計19事業です。

新規・重点事業として、ナンバー12、スポーツフェスティバルの開催で、町民体育祭に代え、誰でも気軽に楽しめるスポーツフェスティバルを開催するもので、過去2年間は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業は中止となっていました。ナンバー19、スカイホール、体育施設、図書館等の公共施設個別施設計画の策定は、国は平成25年に策定した「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体等と一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するとしています。これを受け、町では、地域の実情を踏まえた町の公共施設等の管理を計画的に進めていくことを目的に、平成29年に公共施設等総合管理計画を策定しました。

また、インフラ長寿命化基本計画では、施設の管理者は各施設の特長や維持管理・更新等に係る取組状況

等を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画を策定することとされています。文部科学省は、社会教育施設等の個別施設計画の策定については、令和2年度までのできるだけ早い時期の策定を依頼しています。図書館が令和2、3年度で改修工事中であることから、完了後の令和4年度に図書館を始め、スカイホール等の施設について、長寿命化計画を策定します。なお、町が所有する全ての公共施設が対象となることから、事務局となる企画部企画政策課（令和4年度組織改編により）において庁内に個別施設検討委員会を設置し、計画策定を推進します。新規事業は施設整備に係るもので、ナンバー16「町営第二庭球場だれでもトイレ等設置工事」は、既存トイレ、倉庫の老朽化に伴い、だれでもトイレ、倉庫、管理室を新たに設置します。（建築面積21㎡）

7ページをご覧ください。図書館所管分です。新規事業はなく、重点事業のみの合計14事業です。図書館については、リニューアルオープン後の、図書館事業の充実を図ります。リニューアルした図書館の施設と拡充したサービスを最大限に活用し事業の充実を図ります。誰もが自分の居場所と感じられる図書館を目指し、固定の利用者はもちろん、幅広く新たな利用者と呼び込むことで図書館への関心を高め、利用者の増加を図ります。また、来館が困難な高齢者や体に障がいのある方を対象に本の宅配サービスを開始するなど、図書館事業の充実を図ります。

文化財関係では、登録文化財制度の推進により令和3年に登録された無形民俗文化財5件の新設と、狭山池公園内に設置されている常夜灯の既存の説明板を交換します。財源として、東京都の観光施設整備等補助金を充当する予定です。

以上が令和4年度一般会計予算の原案中、教育に関する事務に係る部分の説明ですが、本日お配りした令和4年度瑞穂町一般会計予算書については、後ほどお目通しいただきたいと思います。説明は以上です。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

関谷委員

スポーツフェスティバルの開催について、内容的にどのようなことを考えられているのか教えてください。

社会教育課長

ニュースポーツを中心に実施したいと考えているところです。具体的には、吹き矢やボッチャなどで、中央体育館や狭山谷公園を会場とし、誰でも気軽に参加できるようなイベントを考えています。

- 鳥海教育長 補足します。スポーツフェスティバルについては、町民体育祭の開催も検討しましたが、開催が難しい結論に達し、代わりに開催を計画しているものになります。
- 滝澤委員 スポーツフェスティバルという名称から町民体育祭の代わりであると町民の方が捉えるかもしれません。今までは、町内会を中心としたイベントの色合いが強かったのですが、今度は自由に参加できるというものとして考えてよろしいのでしょうか。ネーミングは大事だと思います。楽しめそうだと思う名前の検討について、一考をお願いしたい。
- 社会教育課長 みなさんに来ていただき楽しんでいただくことが主旨になるイベントです。その意味も込めてフェスティバル、というネーミングにしています。
- 鳥海教育長 このフェスティバルの言葉を使ったのは、西多摩広域行政圏体育大会前に、スポーツフェスティバルという催しを行い、競技とは別に、ニュースポーツなどを行うものです。そこから、名称を用いたものと推測されます。
- 関谷委員 文化財担当のところ、常夜灯の説明板は本来の場所ではないところに設置されています。修復するのであれば、本来の場所への移設をしてみてもとの声も上がっています。ご一考いただけるのであれば。
- 図書館長 常夜灯の説明板が本来の場所ではないことは承知しています。議会でも質問がありましたが、この説明板は建築物として扱われ幾つかの規制がかかるものになります。そのため、現在の場所に設置したまま、表記の中で本来の場所などを説明するものとしています。調整検討した結果、移設は難しいと判断しているところになります。
- 関谷委員 歴史の本の中でも、常夜灯は有名で、明かりを灯し旅人の道案内に役立ったとの記述もあります。町外の方が来られた時などを考えますと、本来の場所に移設するべきだとは思いますが。
- 滝澤委員 日光街道はかなり幅の広い道路ですが、石橋を設置した部分は狭くなります。そのため、設置するところとしては、スペースのあるところになっています。関東大震災時に灯籠が倒れ隣接住居との兼ね合いもあり、現在の狭山池に移設した経緯があります。その後何度か元の場所への移設も検討されましたが、建築物として扱われるため、縦横5～6m確保できないと建築できないことになっています。仮に建てられた

としても見るスペースも確保しないとイケません。そうすると、相当な広さが必要になってくるものになります。いろいろな問題がありますので、長い目で見ていただけたらと思います。

図書館長

埋設物などが支障になっている点などもありますが、一つ一つクリアしていき、住民の声を大切にして、進めていけたらと考えています。また、けやき館での講演会や展示などの機会を通して、本来の場所などのPRに努めていきます。

鳥海教育長

補足します。当時建てるのが可能であったものが、現在は不可能になっているものがあります。それは、建築基準法の改正によるものです。過去からあったものなので、取り壊しとまでは言わないけれども、移設する際には、現行の法に則り、整備をするようにとの指導があります。図書館改修に関しても、クリアしなければならないものが幾つかありました。先ほど述べられました5～6mについては、建物が倒壊した場合の影響範囲であります。もしもの時に、その範囲を確保するようにとの指導が入るわけです。

村上委員

こどもフェスティバルとスポーツフェスティバルの日程が近くにあります。両方のイベントで食育を担うとなれば、青少協になろうかと思えます。あまりにも日程が近いとなると、携わる方も大変になると思われまます。ぜひ、日程面で調整していただけると感じています。

もう1点ですが、図書館協議会の充実という項目があります。貸出体制の充実や資料の充実ならば、意味が通じるのですが、前述の図書館協議会の充実の意味合いはどのようなことでしょうか。

社会教育課長

こどもフェスティバルは、例年、焼きそばなどを提供しています。スポーツフェスティバルについて、協力団体としては、スポーツ推進協議会や体育協会を予定しており、食育に関しては、現時点では考えていません。令和4年度について、現段階ですが、こどもフェスティバルでの食育の開催は難しいものと考えています。時期については、町民体育祭を実施していた時期が妥当と考えているところです。

鳥海教育長

補足します。秋は行事がいろいろ入ってくる時季です。一番大きな町行事としての産業まつりは、11月2週目辺りで定着しています。その前には総合文化祭、以前のことでありますが町民体育祭が10月10日かその前の日曜日に固定されていました。10月中旬に、こどもフェスティバルが入りましたので、スポーツフェスティバルの開催時期としては、町民体育祭が行われていた10月10日前後が妥当となっています。

図書館長 図書館協議会の充実に関してですが、回数を増やす等ではなく、リニューアルされ利用者や貸出状況の化学反応が期待されます。図書館協議会というのは、図書館長に対して、図書館の運営や施設に関して意見を言っていただけの組織でありますので、新しい図書館の運営等に関しより積極的に意見を述べていただくことを表記したもので、内容的な充実と捉えていただけたらと考えています。

鳥海教育長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第12号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第12号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第12号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。  
これにて令和4年瑞穂町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前10時20分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員